

○鶴形地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

鶴形地域

(集落) 3集落

鶴形、谷地、金拓

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	3	経営体
個人	23	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	26	経営体

○農地面積

地域内の農地面積

337ha

農地中間管理機構への集積面積

7.4ha

(令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者26名(うち地域外認定農業者6名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、鶴谷新田地区および担い手の経営地周辺の団地化を進める。
- ・上ノ山台・上ノ山地区および山間部の農地等については、鶴形そば製造加工(株)が中心となり、そばの作付拡大を図る。
- ・古くからの「そば文化」を継承していくため、鶴形そば製造加工(株)、鶴形地区そば生産組合を中心に、そばの産地化に取り組む。
- ・また、鶴形そばまつりの開催や各種イベントへの参加等により、鶴形そばの知名度を高め、そばの消費拡大を図る。
- ・さらなる、そばの消費拡大のため常設店舗の開設を検討する。

○切石地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

切石地域
 (集落) 1 集落
 切石

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	2	経営体
個人	8	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	10	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 112ha
 農地中間管理機構への集積面積 5.3ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者10名(うち地域外認定農業者2名)、地域外認定新規就農者1名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。

○常盤地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

常盤地域

(集落) 15集落

大柄、山谷、砂子田、栩木岱、外割田、魔面、苧橋、天内、常盤本郷、
槐、四日市、久喜沢、国見、豊栄、轟

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	9	経営体
個人	78	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	87	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 1,300ha

農地中間管理機構への集積面積 74.0ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者85名(うち地域外認定農業者18名)、認定新規就農者3名(うち地域外認定農業者1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・本郷地区、轟地区に集落型の農業法人があるため、経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、集積を進める。
- ・かつて、作付面積日本一を誇った「能代みょうが」の一大産地として、適切な防除の実施と新植面積の増加によりブランド復活を目指す。
- ・また、高収益作物であるねぎ、山うど、アスパラガス等の作付面積の増加に向けて、地域で協力して取り組み、複合経営により安定した収入を得られる農家を増やしていきたい。

○浅内地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

浅内地域

(集落) 11集落

浅内、中浅内、浜浅内、寒川、石丁、福田、
成合、黒岡、河戸川、小野沢、茨島山

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	5	経営体
個人	73	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	78	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 1,288ha

農地中間管理機構への集積面積 68.1ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者75名（うち地域外認定農業者6名）、認定新規就農者3名を中心経営体として、農地の集積を進める。 ・河戸川地区において、水稻+ねぎの複合経営が確立されており、地域協力のもと、高収益作物であるねぎの作付面積の増加を図るとともに、市農業技術センターと協力し周年出荷に取り組む。 ・ねぎ以外の野菜についても、作付面積および販路の拡大に取り組む。 ・法人所有の大規模なライスセンターを有しており、JAあきた白神のカントリーエレベーターと棲み分けし活用する。
--

○東雲・米代地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東雲・米代地域

(集落) 20集落

向能代、落合、須田、竹生、栗山、小土、吹越、真壁地、松原、荷八田、朴瀬、築法師、丑越、比八田、鳥形、外荒巻、藤切台、産物、米代、拓友

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	6	経営体
個人	206	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	212	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 2,516ha

農地中間管理機構への集積面積 90.5ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者194名(うち地域外認定農業者27名)、認定新規就農者18名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・他地域と比較して、水稲+大豆の土地利用型作物を中心とした大規模経営体が多い。大型機械の導入による資金面の負担や経営地が広範囲に及ぶことによる労働力の確保が必要なことから、地域の組織検討も必要と考えられる。
- ・広大な面積に見合う労働力確保のため、後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である。新規就農者を地域のベテラン農業者が支えていくようなムードづくりに取り組む。

○檜山地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

檜山地域

(集落) 13集落

羽立、小沢口、上母体、中母体、新屋敷、檜山本町、田床内、
新田、今泉、中沢、犬伏、赤坂、大森

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	3	経営体
個人	15	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	18	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 615ha

農地中間管理機構への集積面積 9.5ha （令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者17名(うち地域外6名)、認定新規就農者1名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・山間部の未整備地区の耕作放棄地対策が課題。
- ・地域の土壌に適する転作作物の研究。
- ・高齢化が進み、後継者確保が課題。

○扇漕地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

扇漕地域

(集落) 6集落

鹹漕、道地、扇田、樋口、四ツ屋、獺野

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	17	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	18	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 220ha

農地中間管理機構への集積面積 9.9ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者17名(うち地域外認定農業者2名)、認定新規就農者1名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・高齢化が進み、後継者確保が課題。

○荷上場地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荷上場地域

(集落) 5集落

御倉町、仲町、下町、町館、館ノ下

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	6	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	7	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 134 h a

農地中間管理機構への集積面積 70.4 h a (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者7名(うち地域外認定農業者1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。

○天神地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

天神地域

(集落) 3集落

小繋、麻生、下田平

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	3	経営体
個人	6	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	9	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 166ha

農地中間管理機構への集積面積 92.0ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者9名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・法人を設立して、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。

○富根地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

富根地域

(集落) 7集落

駒形、矢崎、大林、富根、羽立、羽立新田・昭和新田、富田

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	2	経営体
個人	41	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	43	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 518ha

農地中間管理機構への集積面積 34.1ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者40名(うち地域外4名)、認定新規就農者3名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・認定農業者と法人を中心に団地化を進めて、作業効率を上げて作付面積を維持していく。

○榊地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

榊地域

(集落) 14集落

機織、仁井田、田屋、塩干田、柏子所、大内田、坊ヶ崎、長崎、出戸、橋中、養蚕、中川原、相染森、淳城

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	28	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	29	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 402ha

農地中間管理機構への集積面積 20.6ha（令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域内認定農業者29名(うち地域外認定農業者8名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・エリアに市街地を多く含む。
- ・集落ごとの農地区分が難しいため、中心経営体の現経営地周辺の農地集積を図る。

○仁鮎・濁川地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

仁鮎・濁川地域

(集落) 10集落

中台、新丁、大町、横町、立町、小掛、鬼神、揚石、苅又石、濁川・釜谷

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	1	経営体
個人	2	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	3	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 161ha

農地中間管理機構への集積面積 29.6ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者3名(うち地域外1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。

○二ツ井・種梅地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

二ツ井・種梅地域

(集落) 10集落

二ツ井、種上下種寺、梅内前後、田ノ沢、泥ノ木、馬子岱、黒瀬、外面、鎌谷、悪戸

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	3	経営体
個人	34	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	37	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 434ha

農地中間管理機構への集積面積 28.7ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者35名(うち地域外認定農業者2名)、認定新規就農者2名(うち地域外認定新規就農者1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める。

○田代地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田代地域
(集落) 1 集落
田代

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)状況

○経営体数

法人	0	経営体
個人	8	経営体
集落営農(任意組織)	0	組織
合計	8	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 86ha
農地中間管理機構への集積面積 43.3ha (令和2年3月末現在)

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者8名(うち地域外認定農業者1名)を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。